

令和4年第12回教育委員会定例会次第

開催日時 令和4年12月14日（水）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議 題

- (1) マスク着用の有無に関わる差別の防止について更なる啓発を求める請願書
- (2) 学校給食の黙食の完全撤廃を求める請願書
- (3) 園児・児童のマスク自由化を求める請願書
- (4) 登下校、体育の授業、屋外でのマスクを原則外す指導を求める請願書
- (5) 登下校時、体育の授業、屋外においてマスクを外す案内文書・掲示物の請願書
- (6) 『マスクができない子もいるよ』のリーフレット作成の請願書
- (7) 春日井市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について
- (8) 春日井市教育委員会個人情報保護条例施行規則及び春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- (9) 春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申請の認定について
- (10) 教職員等の処分について

議題1 マスク着用の有無に関わる差別の防止について更なる啓発を求める請願
書

春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否
を決めるもの。



令和4年11月16日

春日井市議長 林克己 様

教育委員会様

陳情者 スマイルあいち
請願者

住 所

マスク着用の有無に関わる差別の防止について

更なる啓発を求める陳情書
請願書

請願主

1. 陳情趣旨

日頃より、春日井市民のためにご尽力くださり、ありがとうございます。新型コロナウイルスの流行に伴い、感染症対策に係る沢山の情報をホームページ上や広報誌にて周知頂き、早2年半が経過致しました。

令和4年9月26日付けのニュース^{資料1}によりますと、ことし4月、三重県鈴鹿市にて、“登下校時にマスクの着用をしていない”ことを理由に、小学生男児が殴られ全治2週間のけがををするという事件があり、60代の男が逮捕されました。

このことは、法務省がホームページ上で注意喚起しておりました^{資料2}“誤った正義感”にあたり、ホームページ上の言葉を引用するのであれば、“自らの主張を実現するために他人を傷つけることは、絶対に許されません”。

令和4年6月15日に国会にて可決成立された子ども基本法^{資料3}によりますと、子どもの権利条約の中に、子どもたちには暴力や搾取、有害な労働などから【守られる権利】があります。また、条約の中には、“すべての子どもは子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される”と、【差別の禁止】についても掲げられております。

当会に寄せられた“声”の中には、『周囲に誰も居ない屋外で母親がマスクを外して居ると、子どもから、「おかあさんが、誰かに怒鳴られたりしたら怖いから、マスクをして欲しい」と泣かれた』という小学生の保護者からの情報があり、息苦しさや暑さを感じている際であっても適切なタイミングで、マスクを外すことが出来ない精神状態の子どもが居ることが明らかです。

つきましては、前述したような事件を事前に防ぐべく、マスクの着用の有無による差別が無くなるよう、新潟市^{資料4}や飯塚市^{資料5}、富山市^{資料6}、屋久島町^{資料7}のようなチラシ・リーフレットを作成・掲示し、積極的な周知を行って頂きたいと、陳情致します。

2. 陳情項目

- (1) 春日井市においても、マスクの着用の有無による差別を禁止するチラシやリーフレットの作成・掲示をお願いいたします。
- (2) (1) で作成したチラシやリーフレットを、広報誌やホームページ、自治会での回覧・配布、公共施設への掲示、教育機関や保育機関への配布・掲示等をし、積極的に周知して頂くようお願いいたします。

3. 添付資料

・資料1 9月26日付けニュース

別紙 参考資料(1) 参照

別紙 資料1 TBS NEWS DIG 参照

・資料2 法務省ホームページ《自粛警察と誤った正義感》

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00055.html

・資料3 令和4年6月15日法案可決した子ども基本法

<https://kodomokihonhou.jp/about/>

・資料4 新潟市 STOP 差別チラシ2枚

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/jinken/jinkenkatsudo/jinken-osirase/corona-virus-jinken.html>



ニュース

深掘りDIG LIVE・動画 

天気防災

地域

新着

国内

国際

コロナ

経済

暮らし・マネー

健康・グルメ

エンタメ

スポーツ

「マスクしていないやないか」などと因縁 下校中の小学生男 児を殴った疑い 62歳の男を逮捕 三重・鈴鹿市

国内

CBC テレビ

2022年9月26日(月) 14:03

三重県鈴鹿市で小学校から帰宅途中の男子児童に対し、マスクをしていないこととに因縁を付け、顔を殴ってけがをさせたとして60代の男が逮捕されました。

逮捕されたのは鈴鹿市東旭が丘の無職、福田亨容疑者(62)です。

警察によりますと福田容疑者は、ことし4月に市内の路上で小学校から帰宅する途中の10代の男子児童の右頬を拳で殴って、けがをさせた傷害の疑いが持たれています。

児童は下あごを打撲するなど全治2週間のけがをしました。

児童の保護者が学校を通じて警察に通報したことで事件が発覚。

調べに対し福田容疑者は「よく覚えていません」と容疑を否認しているということです。

福田容疑者は下校中の児童に「マスクをしていないやないか」などと因縁をつけて殴りかかったとみられ、警察が余罪などを追及しています。

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/163322?display=1>

「マスクしていないやないか」などと因縁 下校中の小学生男児を殴った疑い 62歳の男を逮捕 三重・鈴鹿市



三重県鈴鹿市で小学校から帰宅途中の男子児童に対し、マスクをしていないことに因縁を付け、顔を殴ってけがをさせたとして60代の男が逮捕されました。

【写真を見る】「マスクしていないやないか」などと因縁 下校中の小学生男児を殴った疑い 62歳の男を逮捕 三重・鈴鹿市

逮捕されたのは鈴鹿市東旭が丘の無職、福田亨容疑者（62）です。

警察によりますと福田容疑者は、ことし4月に市内の路上で小学校から帰宅する途中の10代の男子児童の右頬を拳で殴って、けがをさせた傷害の疑いが持たれています。

児童は下あごを打撲するなど全治2週間のけがをしました。

児童の保護者が学校を通じて警察に通報したことで事件が発覚。

調べに対し福田容疑者は「よく覚えていません」と容疑を否認しているということです。

福田容疑者は下校中の児童に「マスクをしていないやないか」などと因縁をつけて殴りかかったとみられ、警察が余罪などを追及しています。

自粛警察と誤った正義感

日本国内で新型コロナウイルス感染症の感染事例が確認されてから、2年近くが経過しました。

当初は、未知の感染症に対する恐怖感を背景に、マスクをつけていない人を激しく罵倒する、他県ナンバーの自動車を傷つけるなどといった、「自粛警察」と呼ばれる過激な言動が話題になりました。その後、こういった事案は、報道されなくなったようですが、最近では、ワクチン接種をしていない人が非難されるなどの問題も発生しています。

このような行動の原因としては、新型コロナウイルス感染症に対する過剰な防衛反応、正義感からくる義憤など、様々なことが言われています。しかし、健康上の理由等でマスクをつけることができない人やワクチンを接種することができない人など、人によって事情は様々ですから、「感染症対策をしない人」などと一律に他人にレッテル貼りをしてしまうことは、合理的ではないのではないのでしょうか。そして、いかなる理由があつたとしても、自らの主張を実現するために他人を傷つけることは、絶対に許されません。

自らの主張の実現のために他人を傷つけるという点では、ヘイトスピーチも同じです。ヘイトスピーチは、「〇〇人は祖国へ帰れ」、「〇〇人は殺せ」などと、特定の民族や国籍の人々について、一律に排除・排斥することをあおり立てたり、危害を加えるとする言動をしたりするものです。こうした差別意識や嫌悪感を背景とした不当な差別的言動は、これが向けられた人々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるのみならず、人としての尊厳をも傷つけるものであり、仮に政治的な主張の一環としてなされるものであつたとしても、許されるものではありません。

社会生活の中で、自分とは違う行動をする人、自分とは異なる考え方の人に出会うことも、少なくありません。そのような場面に遭遇すると、違和感を覚えたり、釈然としない気持ちになってしまうこともあります。ただ、そこで少しだけ立ち止まって、そのような人たちに対する自分のそうした感情が、誤解や思い込み、無自覚な差別意識・偏見などによる過剰な反応から生まれたものではないかを考えてみるのが、お互いを尊重し合う社会であるために必要なことなのではないのでしょうか。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00055.html

子ども基本法について

About

※「こども基本法案」は令和4年6月15日に国会で可決成立し、令和5年4月1日に公布されます。少子化が進み子どもの総数が減少している日本ですが、児童虐待通報は急増し、いじめ、自殺、不登校の深刻化など、子どもが生きづらい世の中になっています。にもかかわらず、日本には子どもに関わるあらゆる場面で、子どもの権利が守られるべきと定める基本の法律がありません。日本は子どもの権利が守られているとはいえない現状なのです。

子どもの権利条約とは何か

子どもの権利とは？

子ども基本法という国内法制定をめざす話の前に、国際条約である「子どもの権利条約」についておさらいいたします。「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められました。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じ一人の人間としての人権を認める、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めています。

「子どもの権利条約」子どもの権利は大きく分けて4つあります



生きる権利

すべての子どもの命が守られること



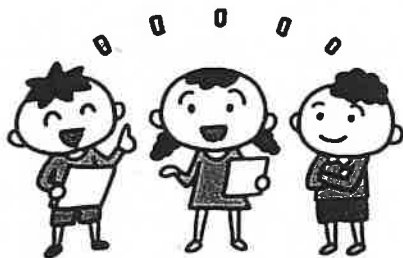
育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること

守られる権利



暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりすること

※公益財団法人 日本ユニセフ協会 子どもの権利条約より

「子どもの権利条約」一般原則

- 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

- 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもにすることが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

- 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

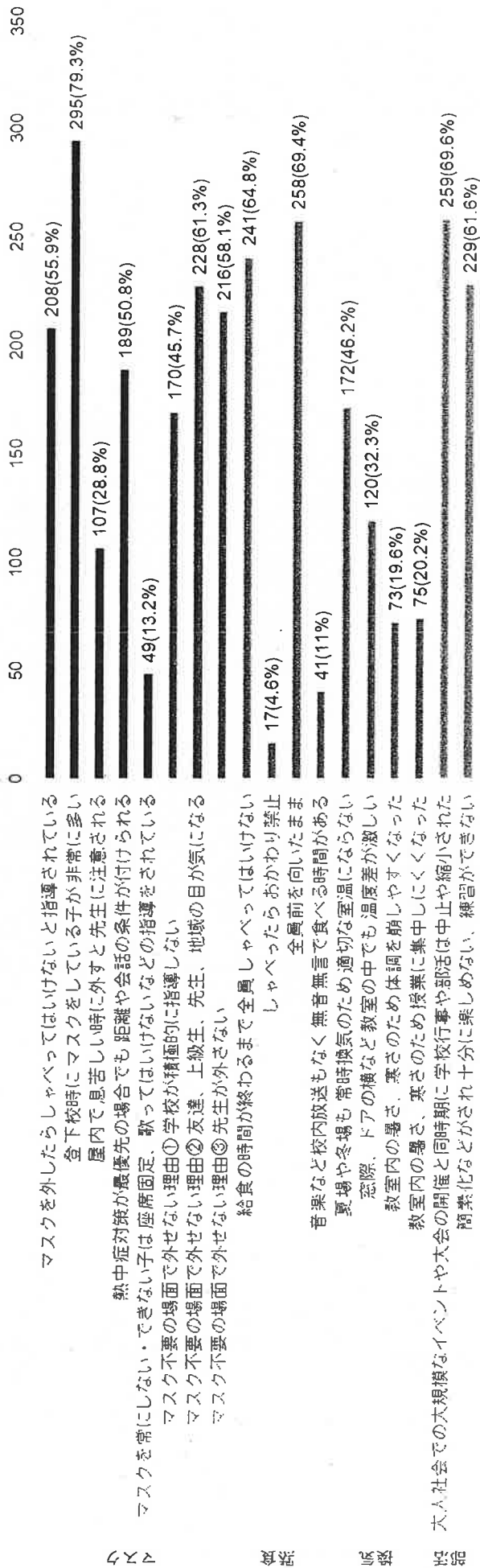
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

- 差別の禁止(差別のないこと)

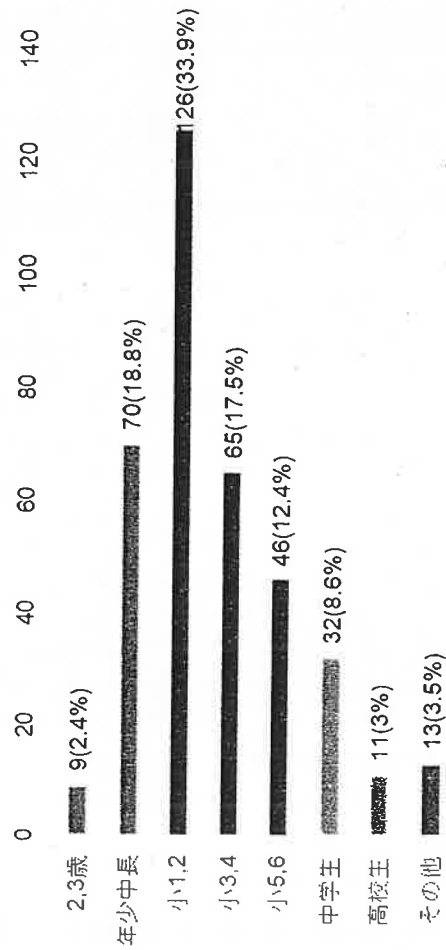
すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

愛知県 感染対策 実態・意識調査

(回答者数 372人 / 複数回答可)



愛知県 学年別 (回答者数 372人)



※ (%) は全回答者数に対する割合

愛知県 年度別



※回答者 372人 自由回答・複数回答可
※ (%) は 回答数 / 回答者数

マスクができない子 もいるよ！

飯塚市教育委員会



まわり^まにマスク^{すく}をしていない子^こがいたら、
「マスク^まをせ^すないかん^いよ！」という前^{まえ}に、
「なんであの子^こはマスク^まをしてないん^{すく}やろ？」
と考^{かん}えてみ^がよう。



マスク^まをす^すると、頭^{あたま}が痛^{いた}くなる、めまいがする、顔^{かお}がはれてひりひりする、息^{いき}が
苦^{くる}しくなる、気持^{きもち}ちが悪^{わる}くなる、といった理^り由^{ゆう}でマスク^まをつけられ^すない子^こがいます。

マスク^まをす^すると、頭^{あたま}が痛^{いた}い、息^{いき}が苦^{くる}しくなる。

そんなとき^{ひとり}は一人^{がっこう}でがまん^{せんせい}しないで、学^{がっこう}校^{せんせい}の先生^{せんせい}や
お家^{うち}の人^{ひと}に相^{そう}談^{だん}してくだ^ささい。

マスク^まがで^こきる子^こもい^これば、で^こき^こない子^こもい^こるよ。
一^{ひとり}人^{ひとり}のち^りが^{かい}い^{なか}を理^り解^{かい}して、み^{なか}ん^よな仲^{なか}良^よくで^{なか}きた
ら^{なか}い^よい^よね！

保護者・地域の皆様へ

マスクが感染予防対策として定着している中で、感覚過敏、皮膚の病気、呼吸器の
病気といった様々な理由で、マスクの着用が困難な子どもたちがいます。マスクを
着用できない子どもたちに対して差別や偏見が生じることのないよう、見守りをお
願ひします。

また、お子さまが上記の理由等でマスクを着用できない場合は、学校に相談して
所定の用紙でお知らせください。用紙は学校で準備しています。用紙は下のQR
コードからもダウンロードできます。

※児童クラブを利用されている方は、学校が用紙を児童クラブと共有しますので、
提出は学校のみで結構です。



【参考資料】

- ◇「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」（厚生労働省）
- ◇「飯塚市立小・中学校等における「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」令和4年6月改訂（飯塚市教育委員会）

議題 2 学校給食の黙食の完全撤廃を求める請願書

春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



春日井市教育委員会教育長 殿

29
令和4年11月●日

春日井市子供の笑顔を守る会

学校給食の黙食の完全撤廃を求める請願書

本請願書は、改めて黙食の完全撤廃、新型コロナウイルスの感染症対策が始まる前の給食の取り方に戻していただくことを求めるものであります。

愛知県教育委員会が黙食の緩和を決定して約1か月が経ちますが、春日井市の小中学校での状況は、学校によって対応が分かれ、黙食緩和されていないという声もあります。

学校給食は、集団生活の中で協調性や社会性を育み、食事のマナーを学ぶ大切な教育の場でもあります。

農林水産省、文部科学省が推奨している「食育」というものは、食事はただ食べ物を食べる、栄養を取るだけではなく、食べることの楽しさ、感謝の気持ちを感じるにより、心の豊かさを育み、一生涯にわたって健やかに生きていくことができるように、その基礎をつくるためのものであるとされています。

友達の顔も見られない、話すこともできないような環境で食育を学ぶことはできません。

大人も親睦を深めるための食事会や飲み会を行います。子どもも外食の機会があります。そこではパーティーションの無い向かい合わせの席でマスクをしていなくても楽しく歓談する市民の姿を見えています。学校の外の世界では食事の場はコロナ禍前に戻ってきており、多くの子どもが疑問に思っています。

集団、仲間で一緒に食事をとることは親睦を深めること、クラスメイトと認め合う一歩になります。ただでさえ、普段はマスクでお互いの顔が見えません。クラスメイトがどんな表情でいるのか、大切な要素が欠けたままのコミュニケーションが強要されている状況です。

添付資料の、毎日新聞の記事から一部ご紹介します。

「大人はマスクなしで楽しくランチをしているのに、なんで子どもだけこんな思いしなきゃいけないんですか。」

「お友達とおいしく食べたいです。今は楽しくないし、おいしくありません。」

黙食が始まってから入学した子は、通常の給食を知らないまま、もうすぐ4年生、高学年になります。こんなに長く子どもに我慢を強いてきていいのでしょうか。

子どもの健全な成長の場を取り戻すために、黙食撤廃のご決断をお願い申し上げます。

議題3 園児・児童のマスク自由化を求める請願書

春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



春日井市教育委員会教育長 殿

令和4年11月²⁹28日

春日井市子供の笑顔を守る会

園児・児童のマスク自由化を求める請願書

【請願の趣旨】

過度な感染対策がいつまでも解除されず、子供達に制限がかけられ続けていることの大きな危機感を抱いています。私たち保護者や子供達の健康を望む団体は感染予防対策に注力してきた結果、子供達の学びや健やかな成長の機会が失われたことに気づきました。

過度な感染対策が長期化するに従い、一層子供達や家族の不安は増加しています。

子供達は先生や大人に「苦しかったらマスクを外しなさい」、体育や登下校の時間に「マスクを外してもいい」と言われつつも、外したらお友達と話してはいけない、呼吸が苦しくても、口の周りが不快でも、体調不良でもお友達や先生がマスクをするで同調圧力の中で子供達はマスクを外せますか？ほとんどの子供は我慢しており、子供にとってはマスク着用は強制の環境におかれているのです。

マスクがウィルス感染症を予防するという、高度なエビデンスレベルの科学的根拠はなく、またマスク着用要請には法的根拠がありません。

マスクは短時間の使用を想定したものであり、医療現場のように頻繁に取り替えての使用は別ですが、学校での子供達は同じマスクを1日中つけており、殺菌が繁殖しマイナスの効果が生じます。

学校が健康な子供にもマスクを要請している根拠は無症状感染の可能性がされているからですがその確率は厚生労働省のHPによると0.4%と大変僅かです。

また子供は重症化しにくく、日本小児科学会より亡くなられた子供は報告されていません。

一方、大阪府高槻市の小学校で去年2月に起きた5分間持久走にて児童の死亡事故において、遺族の方は「児童や生徒にマスクを着けるか着けないのか判断を委ねないで頂きたい」と訴えておられます。

園児・児童のマスク着用要請は子供達の生命と健康を守るものでしょうか？
常時マスク着用は国民の健康と子供の発達与える悪影響が大きいと、全国有志医師の会が発表しています。

全国有志医師の会のマスクに関する見解の資料を別途添付致しますので、ご参照を頂き「

マスクの弊害」について把握をして頂けるようお願い申し上げます。

<https://vmed.jp/wp-content/uploads/cc69f461d2188811f8c8d3btd2eab875.pdf>

マスク着用に頼った過剰な感染症予防対策を再検討し、子供の自由を回復してください。春日井市が管轄する保育園、幼稚園、小学校、中学校、支援学校の屋内外でのマスク着用について子供たちの自由意思の尊重とマスク自由化を求めます。

【諸願事項】

●症状がない健康な子供にまでマスク着用を徹底する必要はありません。

現在の感染対策はそのまま子供たちにあてはめたものです。

世間ではマスク着用を緩和する職場や飲食店、販売店が増えている中、子供達の生活の中心である園や学校でもマスク着用を緩和するべきだと考えます。

日経ビジネスのニュースでは法的根拠欠くコロナ分科会の題名で、コロナの致死率はインフルエンザよりも低いか同程度であることは明らかで、尾身茂会長が主導する分科会の議論は、エビデンス（科学的根拠）はおろか法的根拠も欠いていると言わざるを得ない。ちなみにこのデータは、厚生労働省アドバイザリーボードのもとで作成され、財政制度等審議会でも示された。（別紙参照）としていますので子供達には季節性インフルエンザ予防対策同様の徹底するのはマスク着用でなく、換気、手洗い、うがいです。

●早急な判断を求めます

世間ではマスク着用を緩和する動きがあるなか、子供達の議論は早める必要があります。なぜなら小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は 244,940 人（前年度 196,127 人）で、児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は 25.7 人（前年度 20.5 人）。不登校児童生徒数は 9 年連続で増加し、過去最多となっているからです。（別紙参照）

今年 2 学期初めに教育委員会から児童自殺予防の通知も頂きましたが、令和 3 年中に自ら命を絶った小・中学生、高校生の人数は 2 年前と比べて 1・2 倍近くに増えたことが 14 日、厚労省が公表した自殺対策白書で明らかになった。

コロナ禍により、全国の学校が休業となった令和 2 年と比べると、94・7%にまで減ったが、中学校・高校の女子生徒は 2 年続けて増えた。

これは過剰な感染対策がもたらす悪影響と考えています。

●精神的、身体的、発達上の問題でマスクを着用できない子供や、常時のマスク着用に不安や不快、不調を感じて学校生活に支障をきたす子供がいることを周知し、マスク不着用の子供と保護者の意思を尊重して差別や圧力が生じることのないよう指導する。

●コミュニケーション力や情緒の成長への影響を考慮し、教員がマスクを外して指導をするように通知を出すこと求めます。

●この内容について春日井市の教育委員会として各学校、保育施設へ伝統し実行してください。

マスクに関する見解

2020 年の COVID-19 流行開始以降、一部の研究結果に基づいてマスクには高い感染予防効果があると喧伝され、日常生活において常時マスクを着用することが強く推奨されて事実上必須となりました。しかしその一方で、常時マスクを着用することによる弊害や、マスクを着用することで強い苦痛を感じる人たちの人権は蔑ろにされてきました。

こうした状況をふまえて全国有志医師の会は、全国民が常時マスクを続けるのではなく、

- ・日常生活では基本的にマスクを着用しない
- ・咳など気道症状がある人は、咳エチケットの選択肢の一つとしてマスクを着用する

というように、2019 年以前と同様の扱いに戻すべきだと考えています。

その理由として、

- ・常時マスク着用は、現実世界の大きな集団で見ると感染予防効果が見られない
- ・常時マスク着用は、国民の健康や子供の発達に与える悪影響が大きい

ということが挙げられます。上記の具体的な根拠となる資料は別途記載します。

マスメディアの調査結果を見ると、日本国民の多くはいつまでも常時マスクを続けたいとは思っていないようですが、実際には人の目を気にして外したくても外せない状況に陥っています。また子供の間ではマスクをしないことで差別やいじめが起きているのみならず、人に顔を見られたくない、人の息をかけられたくないというような深刻なマスク依存の状況にもなっています。

こうした状況がいつまでも続くことは、この国の未来にとっても子供たちの未来にとっても望ましいことではありません。気道症状もなくマスクを着用したくない人に、マスクを強要するのはもうやめましょう。今一度マスクの効果と弊害を見直し、マスクの着用で強い苦痛を感じている人たちや、マスクの弊害を考えて警鐘を鳴らし続けている人たちの声にも耳を傾け、COVID-19 流行以前の社会を取り戻すためにご協力頂ければ幸いです。

何卒宜しくお願い申し上げます。

2022 年 7 月 7 日

 全国有志医師の会
Volunteer Medical Association



マスク着用の弊害に関する資料 2022/7/13

(当会 HP 内の「マスクに関する見解」のサイトで、以下の資料の詳細と論文を確認できます)

1. 常時マスク着用は、大きな集団で見ると感染予防効果が乏しい

- (1) コロナ以前には「効果なし」とされていた
- (2) 常時マスク着用を義務化していた韓国・台湾で過去最大の流行が起きた
- (3) その他の国や地域でも、常時マスク着用の効果は見られない
- (4) アメリカメディアの記事



2. 常時マスク着用は、国民の健康や子供の発達に与える悪影響が大きい

(1) COVID-19 の病態への影響

・アメリカのカンザス州についての論文によれば、マスクを義務化した地域では義務化しなかった地域よりも有意に新型コロナウイルスの致死率が高い(約 1.5-1.8 倍)(Forgen 効果)

・ヨーロッパでは、マスク着用率が高い国ほど死亡率(コロナに限らない死亡率)が高かったという報告

(2) 子供の発達への影響

・幼児期、児童期、思春期を通じての認知能力の発達を分析し『パンデミック中に生まれた子どもは、パンデミック前に生まれた子どもと比較して、言語能力、運動能力、総合的な認知能力が著しく低下している』との結果を示した

・マスクが子どもの感情理解力に及ぼす影響 小学校-大学共同研究からの知見

・精神科医で心理ストレスを専門.5月10日の東京新聞記事で「子どもは顔にコンプレックスを抱えている場合も多い。感染対策のほすが、素顔を隠すことに利点を持つと、将来マスクを外せなくなりかねない」「感染リスクがない時はできるだけ外させた方がいい」

・ドイツから発表された観察研究「マスクにより子どもたちにイライラ(60%)、頭痛(53%)、集中力の低下(50%)、幸福感の低下(49%)、学校・幼稚園への行き渋り(44%)、倦怠感(42%)、学習障害(38%)、眠気・倦怠感(37%)」など

・幼児期、児童期、思春期を通じての認知能力の発達を分析し『パンデミック中に生まれた子どもは、パンデミック前に生まれた子どもと比較して、言語能力、運動能力、総合的な認知能力が著しく低下している』

・マスクをすることで言葉の聞き取りやすさや内容の想起が妨げられる。ドイツ語を母語とする成人1名と小児1名が発話した文の聞き取りやすさと想起にフェイスマスクが与える影響を検討したところ、フェイスマスクは聞き手の明瞭度と想起能力に有意な影響を与えることが分かった。

・マスクを使うと音声理解度が下がる。15人の聴覚正常なドイツ語話者を対象にした研究で、フェイスマスク使用時の音声理解度は、マスク不使用時と比較して有意に低下した。

(3) マスクの人体への影響

- ・鼻と口を覆うマスクを日常的に使用する事の副作用と潜在的な危険性についての総説(系統的レビュー)
- ・マスクは環境中のナノ粒子とマイクロプラスチックの発生源となる。生物濃縮の可能性
- ・マスクの使用を何らかの形で積極的に介入した群とコントロールとを比較した無作為化対照試験および観察研究を対象としたメタアナリシスとシステムティックレビュー
- ・マスク着用によるマイクロプラスチック吸入のリスク

(4) 心肺機能への影響

- ・アスリートがマスクを着用して運動するとパフォーマンスが落ちる。濡れたマスクで呼吸困難になる。
- ・健康なボランティアが運動中にマスクをすると、マスクをしていない時より早く酸素不足に陥る。

議題4 登下校、体育の授業、屋外でのマスクを原則外す指導を求める請願書

春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



春日井市教育委員会教育長 殿

令和4年11月²⁹日

春日井市子供の笑顔を守る会

登下校、体育の授業、屋外でのマスクを原則外す指導を求める請願書

本請願書は、登下校、体育の授業、屋外での活動時にはマスクを原則外す指導を求めるものであります。

2年半以上もの間、「マスクを着用しましょう」と教職員の立場から繰り返し子どもに指導、子ども同士の指摘が行われてきました。児童・生徒は、マスクがずれていたり着用していなかったことで注意を受けることも経験してきました。

このような中で突然「マスクを外していいですよ」と時々言われるだけでは、子どもは周囲の目も気になり、苦しいと感じていてもなかなか外すことができません。

実際、厚生労働省から、外でマスクを外していい通知があったのちも、登下校は9割以上の児童・生徒がマスク姿です。放課後、外で見かける子ども、特に小学生はほとんどの児童が夏の外気温35度以上の暑い日でも、一人や少人数だったとしても、マスクをしっかり着用していました。

春日井市内のある小学校の事例ですが、体育の授業では、同じ学年でもクラスによって、「マスクを外しましょう」「マスクを外していいですよ」と異なる声掛けが担任からされるそうです。少しの違いのようですが、子どもが受ける印象は全く異なるものです。

「マスクを外していいですよ」では、苦しくても外せないところまで来ています。

何か事故があったとき、誰が責任を取るのですか。

2021年2月18日、大阪府高槻市の小学校ではマスクをしたままの5分間走で児童が亡くなる事故がありました。

春日井市内で事故が発生しないと言い切れますか。危険なのは体育の授業だけではありません。重いランドセルを背負って30分歩いて登下校している児童もいます。保護者として大変心配しております。ずっと注意されてきたために、苦しく感じても外せないのです。

一日中付け続けたマスクは大変不潔でもあります。

そもそも、マスクは強要できるものではなく任意です。

少なくとも、外ではマスクを外せるはずですが。登校時にマスクを外した状態で登校し、校内で必要な時だけマスクをする、と変えられませんか。

実際に、登下校も本当は外したいけど外せない、という子どもの声を聞きます。

長きにわたり子どもたちにマスクを強要してきた大人の責任は重いです。ここで、外せる環境である屋外では外すことを原則とし、通知していただくようお願い申し上げます。

議題 5 登下校時、体育の授業、屋外においてマスクを外す案内文書・掲示物の
請願書

春日井市教育委員会会議規則第 7 条第 3 項に基づき、会議に付議してその採否
を決めるもの。



春日井市教育委員会教育長 殿

令和4年11月²⁹日

春日井市子供の笑顔を守る会

登下校時、体育の授業、屋外においてマスクを外す案内文書・掲示物の請願書

本請願書は、マスク着用のリスクを周知し、登下校時、体育の授業、屋外においてマスクを外すこと促すための案内文書の配布、掲示物の掲示を求めるものであります。

2年半以上もの間、「マスクを着用しましょう」と教職員の立場から繰り返し子どもに指導、子ども同士の指摘が行われてきました。今では、指示があっても子どもたちはマスクを外せなくなっています。

富山市では、「富山市立学校 新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を設置し、マスクのリスクについてもきちんと通知しています。

富山市ホームページから、おたよりの文書をダウンロードすることができます。

添付した文書から一部抜粋しご紹介します。

「ドイツの研究では、（一部省略）子どもにとって「許容できないレベル」の二酸化炭素濃度（約6倍）が検出されたと報告されました。高い濃度の二酸化炭素を呼吸で取り込むことの影響について、認知機能を低下させるという研究報告がすでに複数存在します。また、頭痛や倦怠感などが増加することも報告されています。運動中はより一層高い濃度になっていると考えられ、危険性はさらに高まります。」

「登下校時、体育の時間、運動時には、マスクを外すように大人が積極的に声をかけ、自ら範を示していきましょう。」

「マスクを着用していない事のみをもって一律に濃厚接触者と特定するものではない」

こうした、おたよりという形で子どもや保護者、教職員がマスクのリスクについて知り、必要な場で積極的にマスクを外すことは、大切な命を守ることになります。

簡単にマスクを外すことができなくなっている今では、おたよりだけでなく、ポスター掲示物としても掲示し子どもや教職員の目に触れる機会を増やしておくことも必要です。

何か事故があってからでは遅いです。

春日井市でも、子どもを守るために、マスク着用のリスクを周知するとともに、せめて登下校、体育、屋外では外せるよう、文書の配布、ポスターの掲示をお願い申し上げます。

議題6 『マスクができない子もいるよ』のリーフレット作成の請願書

春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



令和4年11月²⁹28日

春日井市子どもの笑顔を守る会

『マスクができない子もいるよ』のリーフレット作成の請願書

【請願事項】

- 『マスクができない子もいるよ』のリーフレット作成
- 各学校、幼稚園、保育園、公共施設への配布
- ホームページでの呼びかけ

新型コロナウイルスの感染対策としてマスクが推奨されていますが、様々な要因でマスクがつけられない人がいることを認識していない子どもが多い為マスクをつけられない子どもは、わがままと誤解されたり、大人の目に見えないところで、心無い言葉をかけられたり、高貴な目にさらされたり、いじめにあったり、不登校のきっかけになってしまったり、様々な局面に立たされています。

マスクをつけられない要因の一部として以下のものがあります

- 呼吸器疾患(喘息等)
- 皮膚の疾患(アレルギー性や刺激性接触性皮膚炎、化学物質過敏症)
- 心臓等の疾患(不整脈等)
- がん治療の後遺症
- 小耳症
- 聴覚障害
- 自閉症・発達障害
- 感覚過敏
- HSP(ハイリー・センシティブ・パーソン)生まれつき非常に感受性が強く敏感な気質をもった人

その他、体温調節が苦手な子ども、酸欠により気分が悪くなったり、頭痛が起きたりしやすい子どももいます。

このような疾患や体質をもっている大人や子どもがいることを大人も知らない方が多いです。こういったリーフレット(資料1・2参照)をもとに親子で話し合えば偏見や差別が減り、お互いを尊重できる子どもがきっと増えるはずです
全ての子どもが安心して暮らせる、春日井市を作るためにも、リーフレット作成、各学校、幼稚園、保育園、公共施設への配布をよろしくお願い致します。

マスクができない子 もいるよ！

飯塚市教育委員会



ま す く こ
まわりにはマスクをしていない子がいたら、
ま す く い ま え
「マスクをせないかんよ！」と言う前に、
こ ま す く
「なんであの子はマスクをしてないんやろ？」
かんが
と 考 え て み よ う。



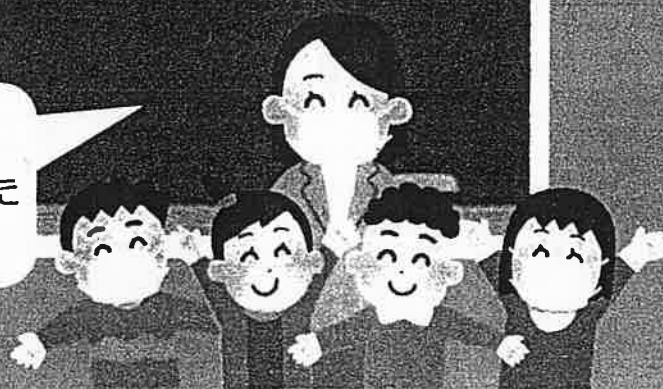
ま す く あたま いた
マスクをすると、頭が痛くなる、めまいがする、かお
い
顔がはれてひりひりする、息が
く
苦しくなる、さむ わる
気持ちが悪くなる、といった理由でマスクをつけられない子がいます。



ま す く あたま いた いき くる
マスクをすると、頭が痛い、息が苦しくなる。
ひとり がっこう せんせい
そんなときは一人でがまんしないで、学校の先生や
うち ひと そうだん
お家の人に相談してください。



ま す く こ
マスクができる子もいれば、できない子もいるよ。
ひとりひとり りかい なかよ
一人一人のちがいを理解して、みんな仲良くできた
らいいね！



保護者・地域の皆様へ

マスクが感染予防対策として定着している中で、感覚過敏、皮膚の病気、呼吸器の病気といった様々な理由で、マスクの着用が困難な子どもたちがいます。マスクを着用できない子どもたちに対して差別や偏見が生じることのないよう、見守りをお願いします。

また、お子さまが上記の理由等でマスクを着用できない場合は、学校に相談して所定の用紙でお知らせください。用紙は学校で準備しています。用紙は下のQRコードからもダウンロードできます。

※児童クラブを利用されている方は、学校が用紙を児童クラブと共有しますので、提出は学校のみで結構です。



【参考資料】

- ◇「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」（厚生労働省）
- ◇「飯塚市立小・中学校等における 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」令和4年6月改訂（飯塚市教育委員会）

マスクが^こできる子も できない^こ子もいるよ!



「マスクをしてないのはいけない」ではなく、
「あの^こ子はマスクをしていない^{りゆう}理由があるのかな？」
と^{そうそう}想像してみよう!



^{あた}頭が^{いた}痛くなる、^{あた}頭が^{くる}ボーっとする、^{ねむ}苦しい、^{あつ}眠くなる、^{あつ}暑くて^{ふら}ふらする、
^き気持ち^{わる}悪くなる、^{みみ}耳の^{うら}裏が^{いた}痛い...など、^{こころ}心や^{からだ}体に^{ふちよう}不調を^{かん}感じて

マスクをつけられない^こ子がいます。



^み見た目^めだけでは^わわかり^ません。

いろんな^こ子がいますよ! みんなで^{みとあ}認め^あ合^あえたらいいね!



^{ふたん}普段は^{だいじょうぶ}大丈夫でも、もし^{ぐあい}具合が^{わる}悪くなったり^{こま}困ったことがあつたら
^{むり}無理せず^{おとな}に^{こえ}声を^{たす}かけて^{たす}助けてもらおう!



保護者・地域の方へ

マスクが感染予防対策として定着している中で、身体的・精神的理由により、マスクを着用できない子どもたちが、差別などに苦しんでいる現状があります。また、マスクの常時着用によって、表情が見えないコミュニケーションを続けていくことで、特に発達過程の子どもたちにとってどんな影響がでるかはわかっていません。そして、子どもの表情が見えにくいことで、周囲の大人も子どもたちの異変に気づきにくくなっています。そのため、特に意識的に表情を読み取り、健康観察をするなどの注意が必要です。子どもたちの見守りをどうかよろしくお願いいたします。

以下の請願が、令和4年3月、東京都小平市議会定例会の本会議において、
全会一致(全議員が賛成)で採択されました。

<件名> 市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求めることについて

<請願理由>

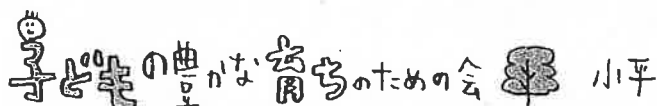
いわゆるコロナ禍と言われる状態になってから1年半余りが経過し、その間、市民は行動の自粛など様々な制限を受けたことで日常生活や経済活動において大きな影響を受けてきました。とりわけ市立小・中学校に通う児童・生徒においては学校生活や教育活動の中で感染拡大防止対策としてとられてきた対策が、むしろ健康や発育、発達に悪影響を与えているとも言われています。厚生労働省が発表しているデータでは、未成年者は新型コロナウイルス感染症によって重症化や死亡のリスクは極めて低いと言われ、過剰な対応の必要性について疑問の声が上がっています。

未知の病であった新型コロナウイルス感染症について、多くのことが分かってきた今、感染症予防に偏らず、児童、生徒の健全な成長、発達及び学習環境の確保とのバランスを図ることが必要と考えます。

小平市教育委員会においては、児童・生徒やその保護者の中には多様な意見があることを認め、それらを尊重してください。以上の理由により、次の事項について請願いたします。

<請願事項>

- ・ 常時マスクを着用することによる長期的な影響については正確なデータがないため、感染症予防と、児童・生徒の健全な成長、発育及び学習環境に与えるリスクとの両面について、教職員、児童・生徒、保護者に対し、周知すること。
- ・ 身体的、精神的及び発達上の問題で、マスクを着用できない児童・生徒がいること、また常時マスクを着用することに対し、不安や不快、不調を感じ、学校生活に支障を来している児童・生徒がいることを児童・生徒、保護者に対して周知し、上記のような理由でマスクを着用していない児童・生徒及びその保護者の意思を尊重し、差別や圧力が生じることのないよう指導してください。
- ・ 1, 2 で求めた事項について小平市立学校感染症予防ガイドライン(新型ウイルス感染症)に記載し、教育委員会として各市立小・中学校に通知してください。
- ・ 小平市立学校感染症予防ガイドライン(新型ウイルス感染症)令和3年11月1日版に記載されている「(2)学校給食及び昼食」の「イ 児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控える。」「ウ 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。」という部分について、文部科学省の衛生管理マニュアルに準じた見直しを検討してください。



この会は、上記の請願を提出するにあたり、東京都小平市の母親が中心となって子どもの健全な発育と成長を願ってできた会です。2021年に「市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求めることについて」の請願を市議会に提出し、活動する中で発足しました。今、苦しんでいる子どもたちを救いたい、いろいろな考えがある中で、どの子も楽しく過ごせる方法を探っていきたい、子どもたちが自由に意見を発言できる雰囲気、そして子どもたちが伸び伸び活動できる環境を作っていきたい、そんな思いで活動を続けています。市議会議員の方々にも協力していただいておりますので、お困りのことがあればお気軽にご相談ください。



kodaira-kodomo.com

ご自身のお悩みなどを小平市議会議員の方にもご相談していただけるチャットグループ、
「小平市内の方向け」「全国の方向け」の2通りご用意しています。

お困りのことがある方は、ぜひご参加ください。また、メールでもご相談を受け付けています。

議題 7 春日井市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
規則の一部を改正する規則について

春日井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴い、規定を整備するもの。

これによりオンラインで行うことが可能な行政手続等の指定を不要とするもの。

春日井市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

春日井市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年春日井市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により春日井市教育委員会において電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、次の表の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とし、情報通信技術利用条例」を「）」に改め、表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

春日井市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年春日井市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現 行	改正案
春日井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年春日井市条例第44号。以下「<u>情報通信技術利用条例</u>」という。）第3条第1項の規定により春日井市教育委員会において電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、次の表の左欄に掲げる条例の右欄に掲げる規定に基づく申請等とし、情報通信技術利用条例に基づく春日井市教育委員会に対して行い、又は春日井市教育委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、春日井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年春日井市規則第2号）の規定の例による。	春日井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年春日井市条例第44号。）に基づき春日井市教育委員会に対して行い、又は春日井市教育委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、春日井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年春日井市規則第2号）の規定の例による。

議題 8 春日井市教育委員会個人情報保護条例施行規則及び春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

春日井市個人情報保護条例及び同条例施行規則の全部改正に伴い、規定を整備するもの。

これにより、条例等の題名及び本則を改めるもの。

春日井市教育委員会個人情報保護条例施行規則及び春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(春日井市教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 春日井市教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成15年春日井市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

春日井市教育委員会個人情報等保護条例施行規則

本則中「春日井市個人情報保護条例（平成14年春日井市条例第41号）」を「春日井市個人情報等保護条例（令和4年春日井市条例第 号）」に、「春日井市個人情報保護条例施行規則（平成14年春日井市規則第58号）」を「春日井市個人情報等保護条例施行規則（令和4年春日井市規則第 号）」に改める。

(春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年春日井市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「春日井市個人情報保護条例(平成14年春日井市条例第41号)」を「春日井市個人情報等保護条例（令和4年春日井市条例第 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

春日井市教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成15年春日井市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現 行	改正案
○春日井市教育委員会個人情報保護条例施行規則 <u>春日井市個人情報保護条例（平成14年春日井市条例第41号）</u>の規定に基づく春日井市教育委員会が保有する個人情報の保護等については、<u>春日井市個人情報保護条例施行規則（平成14年春日井市規則第58号）</u>の例による。	○春日井市教育委員会個人情報保護条例施行規則 <u>春日井市個人情報保護条例（令和4年春日井市条例第 号）</u>の規定に基づく春日井市教育委員会が保有する個人情報の保護等については、<u>春日井市個人情報保護条例施行規則（令和4年春日井市規則第 号）</u>の例による。

春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年春日井市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現 行	改正案
第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を総務部の職員に補助執行させる。 (1) 教育委員会の職員の任免その他の人事に関すること。 (2) 春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）及び春日井市個人情報保護条例（平成14年春日井市条例第41号）の規定による文書の交付に係る費用の徴収に関すること。	第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を総務部の職員に補助執行させる。 (1) 教育委員会の職員の任免その他の人事に関すること。 (2) 春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）及び春日井市個人情報保護条例（令和4年春日井市条例第__号）の規定による文書の交付に係る費用の徴収に関すること。

議題 9 春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申請の認定について

春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）について、春日井市立中学校標準服認定要領に基づき、令和4年12月2日までの申請について、その製造認定を願うもの。

春日井市立中学校標準服（ブレザー）製造申請（12月認定分）

No.	申請日	申請者	申請アイテム	販売開始時期	申請区分
1	令和4年11月24日	青山商事株式会社	I型ブレザー、II型ブレザー、I型スラックス、II型スラックス、スカート	令和5年10月1日～	新規
2	令和4年12月2日	有限会社エモト	夏スカート	令和5年1月～	新規

議題 10 教職員等の処分について